

質問回答

2016年7月4日

「(案件名)ミャンマー国資金・証券システム近代化プロジェクトに係るIT人材育成(会計システム)」
(公示日:2016年6月22日/公示番号:160407)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書： P.3 第4 競争 上の条件 3 補強の可否	「業務従事者数の1/2まで補強を認めます」とありますが、「再委託」は本制限の対象外でしょうか。	再委託は本制限の対象外となります。
2	業務指示書： P.3 第4 競争 上の条件 4 外国人籍人材 の活用	「2分の1を超えない範囲において認めます。」とありますが、「再委託」は本制限の対象外でしょうか。	再委託は本制限の対象外となります。
3	業務指示書： P.4 第5 プロ ポーザルに記載 されるべき 事項 2. 業 務の実施方針 等 注2)	「評価対象外業務従事者」となる基準はありますでしょうか。	評価対象業務従事者である「総括/オラクルアプリケーション」以外の業務従事者を提案される場合、評価対象外業務従事者となります。

4	<p>業務指示書： P.4 第5 プロ ポーザルに記 載されるべき 事項 2. 業 務の実施方針 等 注2)</p>	<p>「打合せ簿により確定するものとします」とありますが、打合せ簿のフォーマットをいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>業務実施契約における契約管理ガイドライン「打合簿事例集」を参照下さい。</p> <p>http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guide_g.html</p>
5	<p>業務指示書： P.5 第5 プロ ポーザルに記 載されるべき 事項 3 業務 従事予定者の 経験、能力等 (2)評価対象 業務従事者の 経験、能力等 【業務従事者 1)、【業務従事 者2]</p>	<p>当社は、業務主任者1名と業務従事者1名、および再委託の体制を考えております。再委託は業務主任者もしくは業務従事者には該当しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>再委託は業務主任者もしくは業務従事者には該当しません。</p>
6	<p>業務指示書： P.6 第7 見 積価格及び 内訳書 プ</p>	<p>「外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。」とあり、「US\$ 1 = 111.099 円」となっています。当該レートは、当社から再委託先への支払時ならびに御機構から当社へのお支払時に、いずれ</p>	<p>当該レートは見積もり作成用のレートであり、支払い・精算時のレートとは異なります。</p> <p>精算時のレートにつきましては、「業務実施契約における精算報告書の作成方法について」をご参照ください。</p>

	ロポーザルの提出手続き等 注)	にも適用されるということによろしいでしょうか。	http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00001mkfv1-att/hokoku_201404_0610.pdf
7	業務指示書：P.8 第9 プロポーザルの評価 (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月	8.33M/M となっておりますが、提案において超過する人月とすること可能でしょうか。	プロポーザルにおいて、その理由とともに評価対象とする業務従事者の予定人月を超えた人月での提案は可能です。ただし、当機構としては業務量の目途として 8.33M/M を想定しております。その他の提案を妨げるものではありませんが、予定人月を超えた提案については、理由の妥当性も踏まえ、プロポーザル作成ガイドラインに則り総合的に評価することとなります。
8	見積書：シート名 (直接人件費)	ミャンマー赴任中の業務従事予定者がおりますが、この業務従事予定者のミャンマーでの作業は「(1) 現地作業」に記載する認識でよいでしょうか。	海外居住の業務従事者については、日当・宿泊料が計上される場合は「現地業務」とし、日当・宿泊料が計上されない場合は「国内業務」として取り扱います。詳細は、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」7ページをご参照ください。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq000010c00g-att/quotation_01_201404.pdf
9	【第 3 業務実施上の条件】P.12 5. 現地再委託等	第三国のコンサルタントへの再委託は、現地再委託同様、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に準拠する必要はございますでしょうか。	第三国のコンサルタントへの再委託は、現地再委託同様、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に準拠します。
10	【第 3 業務実施上の条件】P.12 5. 現地	「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」には、再委託先への発注契約写しの提示が求められておりますが、入札時の提案価格	プロポーザル提案時の再委託見積額と、再委託選定手続きを経て選定された再委託先との契約額に差異がある場合、実際の契約額での精算となります。

	再委託等	から、実際の再委託先への発注契約金額に変更があった場合、受理されますでしょうか。	
1 1	【第 3 業務実 施上の条件】 P.12 7. その 他 留 意 事 項 (1)	ご契約後の検収タイミングについては、会計年度ごとの実施が認められないということでしょうか？分割ご検収、タイミング、回数については、調整可能でしょうか。	最終成果品の検査については、業務指示書に記載のとおり 2017 年 4 月頃を予定しています。他方、部分払いのタイミング、回数については契約交渉時に相談可能です。
1 2	業務指示書： P.5 第5 プロ ポーザルに記載されるべき 事項 3 業務 従事予定者の 経験、能力等 (2) 評価対象 業務従事者の 経験、能力等 【業務従事者 1)、【業務従事 者 2】	当社は、オラクルアプリケーション有識者 1 名を業務従事者として体制に入れる予定ですが、「評価対象外業務従事者」となりますでしょうか。オラクルアプリケーション有識者の工数は業務主任者の 2 / 3 程度となる見込みです。	評価対象業務従事者は、「総括/オラクルアプリケーション」であり、オラクルアプリケーションに関する業務を担う業務従事者であれば評価対象業務従事者となります。なお、当機構としては、総括がオラクルアプリケーションの全体像を俯瞰できることが望ましいとの考えから、「総括/オラクルアプリケーション」としております。その他の提案を妨げるものではありませんが、プロポーザル作成ガイドラインに則り総合的に評価することとなります。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201311.pdf

以上